

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合行政不服審査会条例

令和5年2月27日

条例第2号

(設置)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第2項の規定に基づき、事件ごとに、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

(会長等)

第3条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (令和5年2月条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合管理者、副管理者及びその他非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合管理者、副管理者及びその他非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略